平成２２年（フ）第２５９１号
福岡県福津市津屋崎2175番地の201
債務者　柳　　美保（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０６号
福岡市中央区大名２丁目４番38―808号
債務者　安東　佑子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０７号
福岡市中央区伊崎６番20号
債務者　吉瀬　由勝
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６３７号
福岡市中央区荒戸３丁目２番34―402号
債務者　高尾　直子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６４４号
福岡県福津市八並811―２
債務者　首藤　美佳
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５３号
福岡市西区姪浜駅南２丁目16番８―102号
債務者　山崎　和代
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５８号
福岡市中央区西中洲12番10号
債務者　木田　雄二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６７号
福岡市南区塩原１丁目18番７―101号
債務者　檜山　秀雄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６８号
福岡市南区塩原１丁目18番７―101号
債務者　檜山恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７３号
福岡市東区和白東１丁目19番１―212号
債務者　古川　美喜（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７４号
福岡市早良区早良６丁目27番15号
債務者　青木　　太
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７５号
福岡県筑紫野市大字天山12番地40
債務者　出永　真美（旧姓嶺）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８２号
福岡市東区三苫５丁目３番１―305号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９９号
福岡市早良区西新７丁目10番17号
債務者　井ノ口和美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０６号
福岡県筑紫野市二日市中央３丁目５番18号
エステート二日市105号
債務者　石川　智子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７１０号
福岡市早良区室住団地64番508号
債務者　有田　雅美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７１１号
福岡市博多区吉塚３丁目８番20―105号
債務者　森山　真帆
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７１５号
福岡市南区平和１丁目13番８号
債務者　北野　文男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部